# 津山市立勝北中学校 いじめ問題対策基本方針

生

徒

傪

平成30年12月 改訂

・自分を大切にするとともに、他人をも大切にする生徒

・身近な差別や偏見を見抜き、他と協力して解消していこうとする生徒

## 問 題 മ 対 策 മ 基 本 的 な 方

- 学校をあげた横断的な取り組みを推進するために、いじめ対策委員会には生徒指導主事以外にも管理職、養護教論、各学 年の教職員も参加し それぞれの立場から実効的な問題解

く重点となる取組>
・「いじめ防止啓発月間」など、生徒会が実施する取り組みを支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
・生徒のSNSやインターネットの利用実態を踏まえ、情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

## 学 保護者・地域との連携 校 関係機関等との連携 <連携の内容> <連携機関名> いじめ問題対 員 学校の基本方針をPTA総会で説 ·津山市教育委員会 明し、学校のいじめ問題への取り組 <連携の内容> みについて保護者の理解を得る。 <対策委員会の役割> ・ネットパトロールによる監視、保護者支援 学年P、学級P、地区別懇談会等を活用した意見交換の場を設定し、取り組みの改善に生かす。 ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 のための専門スタッフ(SSW等)の派遣 <学校側の窓口> <対策委員会の開催時期> 校長、教頭 ・学校評議員、民生委員、保護司と ・ 年3回盟保(学期に1回) <対策委員会の内容の教職員への伝達> 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等 の懇談の機会を設け、生徒の学校 内や学校外での生活に関する情報 で伝達。 を共有し、いじめの早期発見に努め <構成メンバー> <連携機関名> 校外 • 津山警察署 SNSやインターネットの利用につ 主任児童民生委員 SC SSW PTA 等 いての啓発のためのPTA対象の研 <連携の内容> •校内 ・非行防止教室の実施・定期的な情報交 修を地区別懇談会等で実施する。 換、連絡会議の開催 ・学校から保護者に対する諸文書を 通じて、本校の取り組みについての 校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当、養護教諭等 <学校側の窓口> 生徒指導主事 情報を提供し連携を図る。 全 教 膱 昌

学 校 が 実 施 व る 取 組

・教職員の指導力向上のための研修として、学年や学級の集団づくりについての研修や生徒のネット利用の状況と指導上の留意点につい ての研修を行う (生徒会活動)

いじめ防止啓発月間において、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。

(居場所づくり)

(1)

・日頃の長業では、生徒が自己存在感を感じることができるようにグループ学習やグループエンカウンターなどを積極的に取り入れる。 ・学習発表会や校外学習などの特別活動や部活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学

防止 (情報モラル教育)

ネットいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるために、情 報モラルを高めるための機会を設ける。

## (実態把握)

・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を

(相談体制の確立)

・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に,全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく,きめ細かく声かけを行い,生徒がいつでも いじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

(情報共有)

・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。

(家庭への啓発)

・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントをPTA総会、学級・学年懇談会、地区懇談会で伝 え、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

## (いじめの有無の確認)

- ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討)
- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。

- \*いじめ、この根本の対象がある。(いじめに)、いじめに)、いじめに)は対象を負点を開催する。(いじめられた生徒への支援)
  ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を守り抜くことを最優先に当該生徒及び保護者に対して支援を行う。(いじめた生徒への指導)
  ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係などその背景を十分把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことが できるよう指導を行う。

対処

(関係機関との連携) ・必要に応じて、関係機関と連携し、速やかな対応を行う。